

# 「第七次川越市男女共同参画基本計画」（原案）の概要について

## 1 計画策定の必要性

現行の「第六次川越市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和7年度で終了することから、社会経済情勢の変化等から生じた新たな課題に的確に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- ・「第五次総合計画」を上位計画とした男女共同参画を推進するための個別計画で、国や県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画を包含する計画です。

## 3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

## 4 計画の策定体制とスケジュール

### （1）策定体制

- ・川越市男女共同参画審議会（学識経験者、市民の代表者 16名で構成）
- ・川越市男女共同参画庁内会議（市民部長、関係各課の所属長）

### （2）策定経過

- ・令和5年6月～7月 「川越市男女共同参画に関する意識調査」実施
- ・令和6年12月 「第五次川越市男女共同参画基本計画中間とりまとめ」作成
- ・令和7年1月 市長から川越市男女共同参画審議会へ諮問
- ・令和7年1月～10月 川越市男女共同参画庁内会議 4回開催
- ・令和7年1月～10月 川越市男女共同参画審議会 4回開催

### （3）今後のスケジュール

- ・令和7年11月20日 計画（原案）及び意見公募の実施について庁議に付議
- ・令和7年11月21日～令和7年12月22日（32日間） 意見公募手続の実施
- ・令和7年12月 第4回川越市男女共同参画庁内会議の開催
- ・令和8年1月 第4回川越市男女共同参画審議会の開催、審議会から市長へ答申
- ・令和8年2月 市長決裁
- ・令和8年3月 議会報告、公表

## 5 計画の概要

### （1）計画の名称

「第七次川越市男女共同参画基本計画～川越市ジェンダー平等推進プラン～」

### （2）基本理念

「川越市男女共同参画推進条例」第3条をふまえ、次の6つとします。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① すべての人の人権の尊重         | ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| ② 社会における制度又は慣習についての配慮 | ⑤ 性と生殖に関する健康への配慮     |
| ③ 政策等の立案及び決定への共同参画    | ⑥ 國際的協調              |

### （3）計画の将来像

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

## （4）計画の体系図

★ 重点的に推進する課題

基本目標I 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり

《主要課題》		《取組の方向性》
1	男女共同参画社会の形成のための意識啓発	(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進 (2) 市職員の男女共同参画意識の向上 (3) 男女共同参画推進施設の充実
2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実 (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実
3 ★	多様な性のあり方への理解の促進と支援	(1) 性の多様性への理解促進 (2) 性的マイノリティへの支援

基本目標II 誰もが活躍できる環境づくり

《主要課題》		《取組の方向性》
4	地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への男女の参画促進
5 ★	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 審議会等への女性の登用推進 (2) 市女性職員の登用推進
6 ★	仕事と生活の両立支援 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 子育て・介護の支援体制の充実
7 ★	女性の活躍推進 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	(1) 女性の就労支援 (2) 働きやすい職場環境の整備

基本目標III すべての人が安心して暮らせるまちづくり

《主要課題》		《取組の方向性》
8 ★	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
9	すべての人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 外国籍市民への支援
10	生涯を通じた心身の健康支援	(1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実 (2) 生涯を通じた健康支援の充実 (3) 生命と健康を守る教育・啓発
11 ★	困難な問題を抱える女性への支援 『新規』 【女性支援法に基づく基本計画】	(1) 相談窓口の充実 (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成
12 ★	配偶者暴力相談支援センターの機能充実 【DV防止法に基づく基本計画】 【女性支援法に基づく基本計画】	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実 (2) DV被害者の安全確保 (3) 暴力防止の啓発

## （5）第六次計画との主な変更点

- ・副題「川越市ジェンダー平等推進プラン」を追加
- ・第七次計画から、女性支援法に基づく基本計画を包含
- ・「困難な問題を抱える女性への支援」を新たな主要課題として掲載
- ・「市立図書館との連携」「交流サロンの充実」等の15の新規事業を追加（総事業数116事業）
- ・「成果指標」「事業指標」「参考指標」の3つの目的別の指標による計画推進状況の定量化

成果指標：計画の達成状況を測るために計画期間の目標（目指すべき姿）となる指標

事業指標：各事業の実施状況を単年ごと定量的に点検・評価するための目標値を持った指標

参考指標：事業の動向やサービスの利用状況等の推移を把握するための目標値を持たない指標